

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎073236

「見守り」と「気づき」で 高齢者や障害者の 消費者トラブルを防ごう

本市では市民の3人に1人が、65歳以上の高齢者です。

高齢者・障害者、特に認知症や知的障害、精神障害がある方は、高額な契約トラブルにあうケースが後を絶ちません。高齢者・障害者の消費者トラブルを予防・救済・繰り返さないためには家族や周りの人の「見守り」と「気づき」が重要です。



ひとこと助言

- ◎普段からあいさつを交わし関係を密にしておきましょう。
- ◎最新の被害状況を知り、高齢者や障害者に情報を提供しましょう。
- ◎【見守りと気づきのポイント】に1つでも気がついたら声を掛けましょう。本人の思いを尊重しながら経緯を聞いて、メモを残します。
- ◎少しでも早く専門の相談員につながることが大切です。消費者トラブルの場合は消費生活センターへご連絡ください。（家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員も相談できます）
- ◎自宅の固定電話に新しい「防犯アイテム」を設置するなど、日ごろの備えも大切です。

参考資料：見守新鮮情報202・298号



正義の味方 引っかからないカモ

見守りと気づきのポイント

住まいの様子

- 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配業者の不在通知などはないか。
- 不審な健康食品などが置かれてないか。
- 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。
- 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- 複数社から配達された新聞や景品類などがないか。
- 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

高齢者本人の言動や態度など

- 不審な電話のやり取りや、電話口で困っている様子はないか。
- 生活費が不足するなど、お金の困っている様子はないか。
- 預金通帳などに不審な出金の記録はないか。

障害者本人の様子

- 食欲が無くなったり、元気が無くなったりしていないか。
- 生活パターンやリズムが乱れていないか。
- 身なりに変化がないか。
- なかなか言い出せずに困っている様子はないか。